

平成22年度 行政書士試験 [解説]

法律資格・公務員
法科大学院



伊藤塾
行政書士試験科

正解
1

平成22年度 問題1 法令用語

ア 「又は」が当てはまる

地方自治法180条の2（法令は、平成22年度行政書士試験の出題当時のものである。以下同じ。）において、普通地方公共団体の長の権限事務の委任及び補助執行の前提として、長は、当該普通地方公共団体の委員会等と「協議」することを要するとされている。そうすると、同条においては、まず「協議し」までが1つの文節の区切りとすることができる。そして、その文節の中で用いられている選択的接続詞は、空欄アの1つだけであるから、空欄アには大きな選択的接続詞があてはまることがわかる。したがって、空欄アには「又は」があてはまる。

イ ウ オ 「若しくは」が当てはまる エ 「又は」が当てはまる

地方自治法180条の2においては、普通地方公共団体の長の権限事務の「委任」及び「補助執行」について定められている。そうすると、「委任し」と「補助執行させる」とをつなぐ空欄エに大きな選択的接続詞があてはまることがわかる。したがって、空欄エには「又は」があてはまる。

そして、それ以外の空欄であるイ・ウ・オは、委任し、又は補助執行させる各執行機関をつないでおり、これらには小さな選択的接続詞があてはまることがわかる。したがって、空欄イ・ウ・オには、「若しくは」があてはまる。

以上により、接続詞の組合せとして、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。

正解
3

平成22年度 問題2 法制度の比較

ア 妥当である

大陸法系の職業裁判官の制度、英米法系の法曹一元の制度及び日本の裁判官の任用については、本記述のとおりである。

イ 妥当でない

大陸法系の諸国では、成文法が主要な法源となる。これに対して、英米法系の諸国では、判例が主要な法源となり、これは、刑法の領域についても同様である。したがって、本記述は、英米法系の諸国において、刑法の領域について判例を法源とすることは一切認められていないとする点で妥当でない。なお、日本においては、犯罪は刑法により明確に定められていることを要する（憲法31条）。

ウ 妥当である

行政裁判所に関しては本記述のとおりである。なお、日本においても戦前は、行政裁判所が設置されていたが（大日本帝国憲法61条参照）、現在は廃止されている。

エ 妥当でない

付帯私訴の制度が採用されているのは英米法系諸国ではなく大陸法系諸国である。なお、付帯私訴とは、犯罪被害者が刑事裁判に付帯して、被告人に損害賠償を請求できる制度をいう。なお、現在の日本の制度上においては、付帯私訴制度に類似する制度が導入されている（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）。

オ 妥当である

参審制度、陪審制度、日本の裁判員制度については、本記述のとおりである。

以上により、妥当でないものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成22年度 問題3 基本的人権の限界

ア 誤り

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対的に禁止される。公務員による拷問及び残虐な刑罰の禁止（憲法36条）について、公共の福祉を理由とした例外を許容する立場を明らかにした最高裁判所の判例は存しない。

イ 誤り

公務員の選定・罷免権（同法15条1項）について、これを一切の制限を許さない絶対的権利とする立場を明らかにした最高裁判所の判例は存しない。なお、例えば、公職選挙法は選挙犯罪の処罰者に対する選挙権・被選挙権の停止を規定するが、この点について最高裁判所は、公職の選挙権は国民の最も重要な基本的権利の1つであるが、それだけに選挙の公正はあくまでも厳粛に保持されなければならない、一旦この公正を阻害し、選挙に関与させることが不相当と認められる者は、しばらく、被選挙権、選挙権の行使から遠ざけて選挙の公正を確保するとともに、本人の反省を促すことは相当であるから、これをもって不当に国民の参政権を奪うものとはいえないと判示し、公職選挙法の当該規定を合憲としている（最大判昭30.2.9）。

ウ 正しい

最高裁判所は、憲法21条1項にいう表現の自由といえども無制限に保障されるものではなく、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限を受けることがあるとしている（最判平5.3.16）。

エ 正しい

最高裁判所は、検閲の禁止を定める憲法21条2項前段の規定について、検閲がその性質上表現の自由に対する最も厳しい制約となるものであることに鑑み、これについては、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたものであるとしている（最大判昭59.12.12）。

オ 誤り

人を奴隷的拘束に置くことは絶対的に禁止される。奴隷的拘束からの自由（同法18条）について、公共の福祉を理由とした例外を許容する立場を明らかにした最高裁判所の判例は存しない。

以上により、正しいものはウとエの2つであり、正解は2となる。

正解
5

平成22年度 問題4 平等原則

ア 「例示的」があてはまる

憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定する。判例によれば、同条後段の列举事由は単なる例示にすぎないとされる。本問では、空欄アの後に「必ずしもそれに限るものではない」とあることから、空欄アには「例示的」があてはまることがわかる。

イ 「絶対的」があてはまる ウ 「合理的」があてはまる

判例によれば、憲法14条1項は、国民に対して絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止する趣旨であるとされる。本問では、「差別すべき□ウな理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべき」とあることから、憲法14条1項は絶対的な平等を保障したものではないということがわかる。したがって、空欄イには「絶対的」があてはまる。また、平等原則違反の問題は、具体的事例における取扱いが合理的な区別にあたるか否かという問題であるから、空欄ウには「合理的」があてはまる。

エ 「事柄の性質」があてはまる

判例によれば、事柄の性質に応じた合理的な区別を設けることは、平等原則に違反しないとされる。本問では、「□エに即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら憲法14条1項の否定するところではない」旨が述べられていることから、空欄エには「事柄の性質」があてはまることがわかる。

以上により、空欄にあてはまる語句の組合せとして、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
3

平成22年度 問題5 表現の自由の保障根拠

表現の自由を支える価値として、①個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという個人的な価値（自己実現の価値）と、②言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）という2つがあるとされる。本問では、肢3のみが「自己実現の価値」を重視する考え方に立脚しており、それ以外の肢は「自己統治の価値」を重視する考え方に立脚している。

1 他と異なる考え方に立脚しているとはいえない

本肢は、広告のような営利的な表現活動の保障の程度は、民主主義に不可欠な政治的言論の自由よりも低いとしていることから、自己統治の価値を重視する考え方に立脚しているといえる。

2 他と異なる考え方に立脚しているとはいえない

本肢は、知る権利が参政権的な役割を担うと述べていることから、自己統治の価値を重視する考え方に立脚しているといえる。

3 他と異なる考え方に立脚している

本肢は、個人の自律にとっては経済活動も表現活動も同等な重要性を有していることから、自己実現の価値を重視する考え方に立脚しているといえる。

4 他と異なる考え方に立脚しているとはいえない

本肢は、公益を図る目的でなされた公共の利害に関する事実についての名誉毀損的表現が一定の場合には処罰されないのは、政治的な言論を特に強く保護する趣旨であるとしていることから、自己統治の価値を重視する考え方に立脚しているといえる。

5 他と異なる考え方に立脚しているとはいえない

本肢は、報道機関の報道が表現の自由の保障内容に含まれるのは、それが、国民が国政に関与するために重要な判断の資料を提供するものであるからとしている。したがって、本肢は自己統治の価値を重視する考え方に立脚しているといえる。

以上により、他と異なる考え方に立脚しているものは肢3であり、正解は3となる。

正解
5

平成22年度 問題6 租税法律主義

本問は、租税法律主義に関する憲法84条の規定が国民健康保険料にも適用されるかが問題となった事案における、旭川市国民健康保険条例事件判決（最大判平18.3.1）が素材となっている。

ア 誤り

同判例は、国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、「特別の給付に対する反対給付としてでなく」、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付は、その形式のいかんにかかわらず、憲法84条に規定する租税に該当するとした。

イ 誤り

同判例は、市町村が行う国民健康保険の保険料は、被保険者において保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収されるものであり、また、国民健康保険が強制加入とされ、保険料が強制徴収されるのは、保険給付を受ける被保険者をなるべく保険事故を生ずべき者の全部とし、保険事故により生ずる個人の経済的損害を加入者相互において分担すべきであるとする社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来するものであるとして、保険料に憲法84条の規定が直接に適用されることはないというべきであるとした。

ウ 正しい

同判例は、本記述のように判示している。

エ 正しい

同判例は、租税以外の公課であっても、賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するものについては、憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるが、その場合であっても、租税以外の公課は、租税とその性質が共通する点や異なる点があり、また、賦課徴収の目的に応じて多種多様であるから、賦課要件が法律又は条例にどの程度明確に定められるべきかなどその規律のあり方については、当該公課の性質、賦課徴収の目的、その強制の度合い等を総合考慮して判断すべきものであるとした。その上で同判例は、市町村が行う国民健康保険は、保険料を徴収する方式のものであっても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するものであるから、これについても憲法84条の趣旨が及ぶと解すべきであるとした。

以上により、正しいものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成22年度 問題7 内閣総理大臣の指名手続

まず、先例によれば、内閣総理大臣の指名の議決等については、白票や無効票も投票総数に参入するものとされる（衆議院先例集）。

そして、衆議院規則によれば、内閣総理大臣の指名においては、投票の過半数を得た者を指名される者とし（衆議院規則18条2項）、過半数を得た者がいない場合には、上位2名による決選投票を行うこととされる（同条3項・8条2項）。

本問では、衆議院における内閣総理大臣の指名において、投票の過半数を得た者がいないため、上位2名（吉田茂と片山哲）による決選投票を行うことになる。

したがって、本問の事例において採られるべき妥当な解決として、先例・通説の立場を示すものは肢2である。

以上により、採られるべき妥当な解決として、先例・通説の立場を示すものは肢2であり、正解は2となる。

正解
2

平成22年度 問題8 行政上の義務の履行確保

1 できない

代執行に関しては、別に「法律」で定めるものを除いては、行政代執行法のと定めるところによる（同法1条）ため、「条例」で法律よりも簡易な手続を定めることはできない。

2 できる

公表は、同法1条の想定した行政上の義務履行確保の手段にあたらなため、別に法律で定めることが必要とされな。したがって、条例で定めることができる。

3 できない

本肢の手段は執行罰にあたる。執行罰とは、義務が履行されな場合に行政庁が一定の期限を示し、その期限内に義務の履行がされなときに過料に処す旨を予告することで、義務者に心理的圧迫を加え、間接的に義務の履行を強制する作用をいう。執行罰は、行政上の義務履行確保の手段にあたるため、別に法律で定めることが必要となる（同法1条）。したがって、条例で定めることはできない。

4 できない

本肢の手段は直接強制にあたる。直接強制とは、義務者が義務を履行しな場合において、行政庁が義務者の身体又は財産に強制力を加えて、義務の内容を実現する作用をいう。直接強制は、行政上の義務履行確保の手段にあたるため、別に法律で定めることが必要となる（同法1条）。したがって、条例で定めることはできない。

5 できない

普通地方公共団体は、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる（地方自治法14条3項）。したがって、1,000万円以下の罰金を科す旨の規定を条例で定めることはできない。

以上により、疑義の余地なく設けることのできるものは肢2であり、正解は2となる。

正解
2

平成22年度 問題9 通達

1 誤り

通達の発令・改廃について法律の根拠を要しないとしている点は正しい。しかし、通達の発令・改廃について、行政手続法上の審査基準を公にする義務（同法5条3項）のような規定はない（国家行政組織法14条2項参照）。

2 正しい

平等原則により、行政機関が国民を不合理に差別することは許されない。例えば、法令解釈の統一を図るためになされる通達がある場合、その通達の解釈基準に反した処分をすることは、平等原則違反となり、相手方たる国民との関係において違法とされ得る。

3 誤り

通達は、国民に対する直接の法的拘束力を有するものではないことなどから、行政事件訴訟法3条1項の「公権力の行使」にあたらぬのが一般である（最判昭43.12.24参照）。他方、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」とは、一般に、国又は公共団体が行う作用のうち、純粋な私経済作用と国家賠償法2条により救済される営造物の設置又は管理作用を除く、すべてのものをいうと解される（東京高判昭56.11.13）。したがって、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」には非権力的作用も含まれるため、通達は国家賠償法1条1項の「公権力の行使」にあたる。

4 誤り

判例は、裁判所は、法令の解釈にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができるとしている（最判昭43.12.24）。したがって、裁判所は通達に示された法令解釈に拘束されない。

5 誤り

通達は、上級行政機関の下級行政機関に対する指揮監督権の一環としてなされるものであり、通達及びこれに基づく職務命令違反を理由として、懲戒処分がなされることがある。したがって、通達に反する行為を行ったことと当該行為を行った公務員の職務上の義務違反との間には、直接の関係はないとはいえない。

以上により、正しいものは肢2であり、正解は2となる。

正解
2

平成22年度 問題10 行政上の法関係に対する民事法の適用

1 誤り

判例は、自作農創設特別措置法に基づく農地買収処分は、国家が権力的手段をもって農地の強制買上げを行うものであって、民法上の売買とはその本質を異にするため、民法の対抗要件の規定（同法177条）は適用されないとしている（最大判昭28. 2. 18）。

2 正しい

そのとおりである。判例は、公営住宅の使用関係について、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法（現借地借家法）に優先して適用されるが、公営住宅法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信託関係の法理の適用があるとしている（最判昭59. 12. 13）。

3 誤り

判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約締結行為であっても、長が相手方を代表又は代理することにより、私人間における双方代理行為等による契約と同様に、当該普通地方公共団体の利益が害されるおそれがある場合があるため、民法の双方代理の規定（同法108条）が類推適用されるとしている（最判平16. 7. 13）。

4 誤り

判例は、滞納者の財産を差し押さえた国の地位は、あたかも民事訴訟法上の強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、租税債権がたまたま公法上のものであっても、国が一般私法上の債権者より不利益の取扱いを受ける理由はないことから、民法の対抗要件の規定（同法177条）が適用されるとしている（最判昭31. 4. 24）。

5 誤り

判例は、農地買収処分により国が所有権を取得した場合、不動産物権変動があったとして、所有権の取得について民法の対抗要件の規定（同法177条）が適用されるとしている（最判昭41. 12. 23）。

以上により、正しいものは肢2であり、正解は2となる。

正解
3

平成22年度 問題11 意見公募手続

1 妥当でない

意見公募手続の対象となる「命令等」に含まれるのは、法律に基づく命令（政令や省令）又は規則、審査基準、処分基準のほか、行政指導指針がある（行政手続法2条8号）。

2 妥当でない

地方公共団体の機関が命令等を定める行為については、「意見公募手続等」の規定は、適用されない（同法3条3項）。

3 妥当である

そのとおりである。意見公募手続においては、「広く一般の意見を求めなければならない」とされており（同法39条1項）、命令等との利害関係などとはかかわりなく、何人でも意見を提出できる。

4 妥当でない

意見提出期間は、公示の日から起算して30日以上でなければならないが（同条3項）、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる（同法40条1項前段）。

5 妥当でない

意見公募手続において、提出意見があった場合における提出意見（同法43条1項3号）や、それを考慮した結果など（同条項4号）のほか、提出意見がなかった場合におけるその旨（同条項3号かっこ書）をも、公示しなければならない。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成22年度 問題12 標準処理期間

1 妥当でない

地方公共団体がなす許認可等の処分については、その根拠となる規定が法律に置かれているものであれば、行政手続法の適用除外とならない（行政手続法3条3項参照）。しかし、標準処理期間の設定は、行政庁の法的義務ではなく、努力義務とされている（同法6条前段）。また、主務大臣が定めることとはされていない。

2 妥当である

そのとおりである。行政手続法において、届出の処理につき標準処理期間が定められるとの規定はない。

3 妥当でない

行政手続法において、申請の処理が標準処理期間を超えた場合に、行政庁が申請者に対して、その理由と処分の時期を通知しなければならないとの規定はない。

4 妥当でない

標準処理期間とは、申請が行政庁の事務所に「到達」してから申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間をいう（同法6条前段）。

5 妥当でない

肢1の解説で述べたとおり、標準処理期間の設定は、行政庁の法的義務ではなく、努力義務とされているので（同法6条前段）、その設定がなされていないことを理由として処分が違法とされることはない。

以上により、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。

正解
1

平成22年度 問題13 行政指導

1 正しい

そのとおりである。地方公共団体の機関がする行政指導については、行政手続法の規定は、全面的に適用除外となる（行政手続法3条3項）。

2 誤り

行政指導は、当該行政機関の「任務又は所掌事務の範囲内」のものでなければならない（同法2条6号）。

3 誤り

行政指導の内容はあくまでも相手方の任意の協力によって実現されるものであり（同法32条1項）、相手方に義務を課すものではないので、本肢のような場合にも、義務の履行を確保するための行政上の強制徴収の手段を用いることはできない。

4 誤り

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導について、本肢のような規定はない（同法33条参照）。

5 誤り

同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定めなければならない（同法36条）。そして、行政指導指針を定めるにあたっては、原則として、意見公募手続が必要となる（同法2条8号ニ、39条）。

以上により、正しいものは肢1であり、正解は1となる。

正解
3

平成22年度 問題14 不服申立て

1 誤り

行政不服審査法19条1項は、「審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。」と規定している。このように、同法に基づく不服申立ては、書面審理を原則としている。

2 誤り

行政不服審査法12条1項は、「審査請求は、代理人によってすることができる。」と規定しており、不服申立人が民法上の制限行為能力者である場合に限るという限定はしていない。

3 正しい

そのとおりである。行政不服審査法12条2項は、「前項の代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。」と規定している。

4 誤り

処分について不服申立適格を有するのは、「行政庁の処分に不服がある者」である（同法2条）。また、判例は、「処分に不服がある者」とは、「当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」とした（最判昭53. 3. 14）。したがって、不服申立適格を有する者は、処分の相手方に限られない。

5 誤り

不服申立ての対象は、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」であり（同法1条2項）、その内容については、同様の規定である行政事件訴訟法3条2項に係る判例等を参考に解釈することになるため、行政指導については不服申立てを行うことはできない。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成22年度 問題15改題 手続の終了

1 誤り

行政不服審査法27条1項は、「審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。」と規定している。

2 誤り

行政不服審査法47条本文は、「事実上の行為についての審査請求が理由がある場合（第45条第3項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。」と規定しており、同条1号は、「処分庁以外の審査庁」について「当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。」という措置を掲げている。したがって、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は違法又は不当な当該事実行為を自ら撤廃することはできない。

3 誤り

行政不服審査法46条1項は、「処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第48条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第3項の規定の適用がある場合〔事情裁決をする場合〕を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。」と規定している。

4 正しい

行政不服審査法49条1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

5 誤り

行政不服審査法52条1項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と規定しており、行政事件訴訟法が定める取消判決の拘束力（同法33条1項）に相当する規定が設けられている。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成22年度 問題16 抗告訴訟

抗告訴訟とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう（行政事件訴訟法3条1項）。具体的には、処分の取消訴訟（同条2項）、裁決の取消訴訟（同条3項）、無効等確認訴訟（同条4項）、不作為の違法確認訴訟（同条5項）、義務付け訴訟（同条6項）、差止訴訟（同条7項）が法定されている。

ア 抗告訴訟にあたる

本記述では処分を行ったものが、私法人たる指定確認検査機関であるが、処分の取消訴訟にいう「行政庁」とは、通常の行政機関に限らず、法律で公権力の行使の権限を与えられていれば、私法人もこれに含まれる。したがって、本記述の訴えは、処分の取消訴訟であることから（同法3条2項）、抗告訴訟にあたる。

イ 抗告訴訟にあたらぬ

本記述の訴えは、形式的当事者訴訟にあたる。形式的当事者訴訟とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものをいう（同法4条前段）。そして、本記述の訴えは、収用裁決の補償額に関する訴訟で、土地収用法133条3項の規定により当事者の一方を被告とするものである。

ウ 抗告訴訟にあたらぬ

本記述の訴えは、争点訴訟にあたる。争点訴訟とは、私法上の法律関係に関する訴訟において、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無が争われている場合をいう（行政事件訴訟法45条1項）。

エ 抗告訴訟にあたらぬ

本記述の訴えは、民事訴訟である。判例は、原子炉施設の運転の差止めを運転者に対して求める訴えが民事訴訟にあたることを前提としている（最判平4.9.22）。

オ 抗告訴訟にあたる

本記述の訴えは、差止訴訟であることから、抗告訴訟にあたる。差止訴訟とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう（同法3条7項）。

以上により、抗告訴訟にあたるものの組合せは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成22年度 問題17 取消訴訟の裁判管轄

ア 誤り

取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する（行政事件訴訟法12条1項）。したがって、取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所には提起できない。

イ 正しい

そのとおりである（同法12条1項後段）。

ウ 正しい

そのとおりである。土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所にかかる処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる（同法12条2項）。

エ 正しい

そのとおりである。取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理にあたった下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる（同法12条3項）。

オ 正しい

そのとおりである。国を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができる（同法12条4項）。

以上により、正しいものはイ、ウ、エ、オの4つであり、正解は4となる。

正解
4

平成22年度 問題18 取消判決の効力

ア 誤り

取消判決には形成力があるため、その確定により、訴訟で争われた処分は、行政庁による取消しをするまでもなく、当然にその効力を失う。

イ 正しい

取消判決は拘束力を有するため（行政事件訴訟法33条1項）、その消極的効果として、行政庁は、取り消された処分と同一事情のもとで、同一理由、同一内容の処分を行うことができなくなる。

本記述は判決後に生じた新たな処分理由を根拠とするため、行政庁は、拘束力とかわりなく、不利益処分をすることはできる。

ウ 誤り

取消判決は、処分をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する（同法33条1項）。そして、関係行政庁の範囲については、原告救済の観点から、処分庁の所属する行政主体とは異なる行政主体に所属する行政庁も含まれると解されている。

エ 正しい

拘束力は、判決主文だけでなく、判決理由についても生じるとされ、判決主文が導き出されるのに必要な事実認定及び法律判断にわたるとするのが判例である（最判平4.4.28）。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成22年度 問題19 国家賠償法 総合

1 妥当である

国家賠償請求訴訟は、民事訴訟であり、行政事件訴訟にはあらず、行政事件訴訟法は適用されない（行政事件訴訟法2条）。

2 妥当でない

国家賠償請求訴訟をする前提として、事前に取消訴訟で処分の違法性を確定しておく必要はない（最判昭36.4.21）。

3 妥当でない

不可争力とは、一定期間が経過すると、私人の側からはもはや行政行為の効力を争うことができなくなる効力をいう。国家賠償請求は、行政行為の効力を争うものではないため、取消訴訟の出訴期間が経過しても、国家賠償請求訴訟を提起することはできる。

4 妥当でない

取消訴訟には、関連請求にかかる訴えを併合することができる（行政事件訴訟法16条1項）。そして、国家賠償請求は、「当該処分又は裁決に関連する原状回復又は損害賠償の請求」にあたるため、関連請求である（同法13条1号）。したがって、取消訴訟に国家賠償請求訴訟を併合して提起することはできる。

5 妥当でない

国家賠償責任を負う主体は「国又は公共団体」（国家賠償法1条1項）である。ここで、「公共団体」とは、地方公共団体のほか、特殊法人等も含まれる。

以上により、妥当なものは肢1であり、正解は1となる。

正解
5

平成22年度 問題20 国家賠償法 2 条

1 妥当でない

判例は、営造物の設置・管理者において、他人に危害を及ぼす危険性のある営造物を利用に供し、その結果周辺住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害が生じた場合には、原則として国家賠償法2条1項の規定に基づく責任を免れることができないものと解すべきであるとした上で、道路からの騒音、排気ガス等が道路の周辺住民に対して現実に社会生活上受忍すべき限度を超える被害をもたらしたことが認定判断されたときは、当然に住民との関係において道路が他人に危害を及ぼす危険性のある状態にあったことが認定判断されたことになるとした（最判平7.7.7）。

2 妥当でない

判例は、予算措置の困却により直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害に対する賠償責任を免れることはできないとした（最判昭45.8.20 高知落石事件）。

3 妥当でない

判例は、道路中央線付近に故障した大型貨物自動車が87時間にわたって放置されていた事案において、当時その管理事務を担当する土木出張所の道路管理に瑕疵があったというほかないとした（最判昭50.7.25）。

4 妥当でない

判例は、通常の用法に即しない行動の結果生じたガードレールからの転落事故について、設置管理者としての責任を負うべき理由はないものというべきであるとした（最判昭53.7.4）。

5 妥当である

判例は、道路管理をする県において時間的に遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことが不可能であった場合、その道路管理に瑕疵がなかったと認めるのが相当であるとした（最判昭50.6.26）。

以上により、妥当なものは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成22年度 問題21改題 公の施設

1 正しい

普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる（地方自治法244条の3第1項）。

2 誤り

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、「条例」でこれを定めなければならない（同法244条の2第1項）。

3 正しい

判例は、普通地方公共団体の住民ではないが、その区域内に事務所、事業所、家屋敷等を有し、当該普通地方公共団体に対し地方税を納付する義務を負う者など住民に準ずる地位にある者による公の施設の利用について、当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、同法244条3項に違反するとする（最判平18. 7. 14）。

4 正しい

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができる（同法244条の2第3項）。

5 正しい

地方自治法244条の4第2項は、「普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があったときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。」と規定している。

以上により、誤っているものは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成22年度 問題22 大都市制度

1 誤り

指定都市については、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設けるものとする（地方自治法252条の20第1項前段）。しかし、中核市については、このような規定はない。

2 誤り

指定都市に置かれる区は、都に置かれる特別区と異なり、法人格は認められていない。

3 誤り

地方自治法において、指定都市の中で特に規模の大きな都市を特例市として指定するという規定はない。なお、特例市とは、政令で指定する人口20万以上の市で、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが特例市が処理することに比して効率的な事務その他の特例市において処理することが適当でない事務以外の事務で政令で定めるものを処理することができるとする制度であったが、平成26年の法改正により、中核市制度と特例市制度が統合され、中核市の要件が人口20万以上の市とされるとともに、特例市制度は廃止された。

4 誤り

指定都市については、区の「議会」を置くことができるとする規定はない（同法252条の20第6項参照）。

5 正しい

指定都市は、地方自治法において列挙された事務のうち、都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを処理することができる（同法252条の19第1項）。

以上により、正しいものは肢5であり、正解は5となる。

正解
2

平成22年度 問題23 住民

ア 正しい

都道府県知事の被選挙権は、当該都道府県の住民ではなくとも、法定の年齢以上の日本国籍を有する者であれば認められる（地方自治法19条2項、18条参照）。

イ 正しい

地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する（同法202条の5第2項）。

ウ 誤り

市町村は、別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない（同法13条の2）。

エ 誤り

市町村議会の議員が住所を移したため被選挙権を失った場合、その住所が同一都道府県の区域内にある場合であっても失職する（同法127条1項、19条1項、127条2項参照）。

オ 正しい

町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる（地方自治法94条）。

以上により、誤っているものはウとエの2つであり、正解は2となる。

正解
4

平成22年度 問題24 住民訴訟

ア 誤り

住民監査請求を行った住民でなければ、住民訴訟を提起することはできない（地方自治法242条の2第1項、242条1項）。

イ 誤り

住民訴訟においては、公金支出の違法の問題について争うことはできるが、不当の問題については争うことができない（同法242条の2第1項）。

ウ 正しい

他の住民による住民訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもって同一の請求をすることができない（同条第4項）。

エ 誤り

住民訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する「地方裁判所」の管轄に専属する（同条第5項）。

オ 正しい

違法な支出行為の相手方に損害賠償の請求をすべきであるのに長がこれをしていない場合、長に対して「当該相手方に損害賠償請求をすることを求める請求」を行うことができる（同条第1項4号）。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成22年度 問題25 国家公務員法

1 誤り

「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」や、「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」には、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、分限処分として職員を降任し、又は免職することができる（国家公務員法78条1号、2号）。したがって、本肢にある要件は、懲戒処分の要件（同法82条1項参照）ではなく、分限処分の要件である。

2 誤り

公務員に対する職務又は身分に関してされる処分には、行政手続法は適用されない（行政手続法3条1項9号）。したがって、懲戒処分について行政手続法上の不利益処分に関する手続を経る必要はない。

3 誤り

定員の改廃等により廃職又は過員を生じた場合、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、分限処分として職員を免職することができる（国家公務員法78条4号）。

4 正しい

そのとおりである。懲戒に付せられるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる（同法85条前段）。

5 誤り

懲戒処分により停職を命じられた者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない（同法83条2項前段）。

以上により、正しいものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成22年度 問題26 独立行政法人

独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、独立行政法人通則法及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（独立行政法人通則法2条1項）。

1 誤り

本肢の法人は、認可法人である。認可法人とは、私人が任意に設立する法人ではあるものの、業務の公共性などの理由によって、特別の法律に基づき設立について主務大臣の認可が要件とされる法人である（行政手続法4条2項2号参照）。

2 誤り

本肢の記述は、特殊法人に関するものである。特殊法人とは、一般に、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人であって、独立行政法人を除いたものをいう。総務省は、特殊法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行う（総務省設置法4条15号参照）。

3 正しい

そのとおりである（独立行政法人通則法2条1項）。

4 誤り

本肢の記述は、指定法人に関するものである。指定法人とは、民法上の法人であって、特別の法律において特定の業務を行うものとして行政庁により指定される法人である。

5 誤り

本肢の法人は、公共組合である。公共組合とは、行政事務を行うことを存在目的として設立される公法上の社団法人である。公共組合には、構成員の加入強制、設立及び解散についての国の関与、公権力の付与などの特徴がある。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成22年度 問題27 意思表示

1 妥当でない

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合でも当然に成年被後見人となるわけではなく、家庭裁判所の後見開始の審判を受ける必要がある（民法7条）。したがって、この審判を受けていなければ制限行為能力者であることを理由として契約を取り消すことはできない。

2 妥当でない

保佐人の同意がない場合に取り消すことができる行為は限定されている（同法13条1項各号）。したがって、本問の動産を譲渡する旨の意思表示に基づく譲渡契約が同条に該当する行為でなかった場合は取り消すことができない。

3 妥当でない

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる（同法96条2項）。したがって、本肢の場合、第三者である鑑定人によりAが騙された事実を相手方であるBが知っている場合に限り、Aは当該意思表示を取り消すことができる。

4 妥当である

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしまったときであっても、そのためにその効力を妨げられない（同法93条本文）。したがって、Aの意思表示は原則として有効である。

5 妥当でない

虚偽表示による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない（同法94条2項）。虚偽表示による意思表示の無効は、単に善意の第三者に対抗することができないとしているのみであり、第三者には無過失までは要求されない。したがって、第三者Cに過失があるときであっても善意であれば、Aは、Cに対してA・B間の譲渡契約の無効を主張することができない。

以上により、妥当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成22年度 問題28 時効中断の効力

1 正しい

物上保証人は、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することができない（最判平7.3.10）。したがって、物上保証人Cは、被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することはできない。

2 正しい

判例は、物上保証人に対する抵当権の実行により、競売裁判所が競売開始決定をした上、これを債務者に送達した場合には、債務者は、民法155条により、当該被担保債権の消滅時効の中断の効果を受けるとしている（最判昭50.11.21）。

3 正しい

要役地が数人の共有に属する場合において、その1人のために地役権の消滅時効の中断又は停止があるときは、その中断又は停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる（民法292条）。したがって、共有者の1人であるAのみが通行地役権を行使して、消滅時効を中断したときは、時効中断の効力は、Aのみならず、他の共有者B・Cにも及ぶ。

4 誤り

共有者に対する地役権の取得時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない（同法284条2項）。したがって、共有者A・B・Cのうち誰か1人に対してのみ、Dが時効中断の手続をとったとしても、時効中断の効力は生じない。

5 正しい

時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人においてのみ、その効力を有する（時効中断の相対効 同法148条）。したがって、AがBに対してだけ時効の中断をしたときは、Bの取得時効のみ中断され、Cの取得時効は中断されない。

以上により、誤っているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成22年度 問題29 共有物分割

ア 妥当でない

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができるが、5年を超えない期間で分割をしない特約をすることができる（民法256条1項）。したがって、本記述の分割禁止の契約は有効である。

イ 妥当である

共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる（同法258条1項）。そして、判例は、数個の共有物を一括して、共有者がそれぞれその各個の物の単独所有権を取得する方法により分割することも現物分割の方法として許されるとしている（最判昭45.11.6）。

ウ 妥当である

判例は、多数の者が共有する物を民法258条により現物分割する場合には、分割請求者に対してのみ持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残すことも許されるとしている（最大判昭62.4.22）。

エ 妥当でない

判例は、特段の事情が存するときは、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法、すなわち全面的価格賠償の方法による分割をすることも許されるものというべきであるとしており、このような方法をとらなければならないとはしていない（最判平8.10.31）。

オ 妥当でない

判例は、共有物が不動産であった場合において、持分譲渡について登記が存しないとき、どの者との関係において共有物を分割すべきかにつき、持分譲渡があっても、これをもって他の共有者に対抗できないときには、共有者全員に対する関係において、右持分がなお譲渡人に帰属するものとして共有物分割をなすべきとしている（最判昭46.6.18）。

したがって、Aは、譲受人Dに対する移転登記がなされていない以上、譲渡人であるB及びCに対して分割を請求することができる。

以上により、妥当なものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成22年度 問題30 抵当権の効力

本問の【考え方】は、分離物についても抵当権の効力は及ぶが、その抵当権に対抗力が認められるかについては、その物が抵当不動産と場所的一体性を保っている場合、抵当権者は第三者にその抵当権を対抗できるが、場所的一体性を保っていない場合は対抗できなくなるとしている。

ア 妥当である

抵当山林上に伐採木材がある段階、すなわち、抵当不動産と分離物の場所的一体性は保たれている状態なので、A銀行は、抵当権を第三者に対抗できるため、第三者の搬出行為の禁止を求めることができる。

イ 妥当である

判例は、占有改定による引渡しでは即時取得は成立しないとしている（最判昭35.2.11）。本記述の第三者は、Bから木材を占有改定による引渡しを受けたにすぎないから、即時取得は成立しない。

ウ 妥当である

取引関係にない第三者は、そもそも民法177条の「第三者」にはあたらないので、A銀行は、抵当権に基づき、伐採された木材を元の場所へ戻すように請求できる。

エ 妥当でない

同法177条の第三者は善意・悪意を問わない。そして、伐採木材が山林から搬出された後に、すなわち、抵当権の第三者に対する対抗力が失われた後に、第三者がBから木材を買い、引渡しを受けているから、第三者は木材の取得をA銀行に主張できる。

オ 妥当である

記述エの解説で述べたとおり、同法177条の第三者には善意・悪意は問われないが、背信的悪意者は、信義則上、第三者にあたらない（最判昭43.8.2）。そこで、本記述の第三者に対して、Aは抵当権の効力を対抗できる。

しかし、抵当権は非占有担保であるため、当然に分離物の自己への引渡しを求めることができるわけではない。この点、判例は、抵当権に基づく妨害排除請求の事案において、抵当不動産の所有者において抵当権に対する侵害が生じないように抵当不動産を適切に維持管理することが期待できない場合には、抵当権者は、占有者に対し、直接自己への抵当不動産の明渡しを求めることができるものというべきであるとした（最判平17.3.10）。

以上により、妥当なものの組合せは肢2であり、正解は2となる。

正解
5

平成22年度 問題31 保証

1 「可能です」と回答しえない

判例は、特定物の売買契約における売主のための保証人は、特に反対の意思表示のない限り、売主の債務不履行により契約が解除された場合における原状回復義務についても、保証の責めに任ずるとしている（最大判昭40. 6. 30）。したがって、「私」は保証債務の履行を拒むことはできない。

2 「可能です」と回答しえない

物上保証人は、被担保債権の弁済期が到来しても、あらかじめ求償権を行使することはできない（最判平2. 12. 18）。したがって、「私」はAに資力があるうちにあらかじめ求償権を行使しておくことはできない。

3 「可能です」と回答しえない

一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務が含まれるものを貸金等根保証契約という（民法465条の2第1項）。そして、貸金等根保証契約は、極度額を定めなければ、その効力を生じない（同条第2項）。もっとも、法人が保証人であるときには、貸金等根保証契約に関する規定の適用を受けない（同条第1項かつこ書）。したがって、本肢の場合、極度額の定めがなくとも、保証契約は有効であり、甲が保証債務の履行を拒むことはできない。

4 「可能です」と回答しえない

賃貸借契約が解除された場合、賃借人の保証人の責任は、当然に損害賠償義務に及ぶ（大判昭13. 1. 31）。したがって、「私」は保証債務の履行を拒むことができない。

5 「可能です」と回答しうる

本肢において、「私」及びCは、Aの債務の全額について責任を負うものとする特約を結び、共に保証人となったことから、私及びCはAの共同保証人（連帯保証又は保証連帯）となる。そして、私はBから保証債務の履行を求められて400万円全額を弁済したのだから、他の共同保証人Cに対し、自己の負担部分を超える額について求償権を行使することができる（同法465条1項・442条1項）。

以上により、「可能です」と回答しうるものは肢5であり、正解は5となる。

正解
1

平成22年度 問題32 委任・事務管理

ア 正しい

委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払いをしなければならない（民法649条）。また、事務管理には、この規定は準用されておらず、管理者は、費用の前払請求をすることはできない（同法701条参照）。

イ 正しい

受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる（同法650条1項）。また、管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる（同法702条1項）。

ウ 誤り

委任の場合も事務管理の場合も、受任者又は管理者は、本人を代理する権限は法律上当然には認められない。

エ 誤り

受任者は、委任事務を処理するにあたって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない（同法646条1項前段）。また、この規定は、事務管理に準用されている（同法701条）。

オ 誤り

受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない（同法645条）。また、この規定は、事務管理に準用されている（同法701条）。

以上により、正しいものの組合せは肢1であり、正解は1となる。

正解
2

平成22年度 問題33 不当利得返還請求等

ア 正しい

債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない（民法705条）。しかし、この給付は任意の弁済であることを要するから、やむを得ず給付した場合には、民法705条の適用はなく、不当利得返還請求をすることができる（大判大6.12.11）。したがって、本記述の場合、Aは、Bに対し、不当利得として給付した弁済額の返還を請求することができる。

イ 正しい

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない（同法708条本文）が、当事者間において、その給付した物を返還する契約をした場合、当該契約は有効である（最判昭28.1.22）。したがって、本記述の場合、Aは、Bに対し、この骨董品の返還を請求することができる。

ウ 正しい

判例は、Aが建物賃借人Cとの間の請負契約に基づき建物の修繕工事をしたところ、その後Cが無資力になったため、AのCに対する請負代金債権の全部又は一部が無価値である場合において、建物の所有者Bが法律上の原因なくして修繕工事に要した財産及び労務の提供に相当する利益を受けたといえることができるのは、BとCとの間の賃貸借契約を全体としてみて、Bが対価関係なしに利益を受けたときに限られるとしている（最判平7.9.19）。本記述の場合、CがBに対して権利金を支払わない代わりに、Cが当該家屋の修繕義務を負うこととする旨を合意しているため、BとCとの間の賃貸借契約を全体としてみて、Bが対価関係なしに利益を受けたときにあたらない。したがって、Aは、Bに対し、不当利得として修繕代金相当額の返還を請求することはできない。

エ 誤り

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない（同法708条本文）。そして、判例は、不法の原因により未登記建物を贈与した場合、その引渡しは、民法708条にいう給付にあたるとしている（最大判昭45.10.21）。したがって、本記述の場合、Aは、Bに対し、不当利得としてこの建物の返還を請求することができない。

オ 誤り

判例は、BがCの強迫により消費貸借契約の借主となり貸主Aに指示して貸付金をDに給付させた後に強迫を理由に契約を取り消したが、BとDの間には事前に何らの法律上又は事実上の関係はなく、BがCの言うままにAに対して貸付金をDに給付するように指示したなど判示の事実関係の下においては、AからBに対する不当利得返還請求について、Bが給付によりその価額に相当する利益を受けたとみることはできないとしている（最判平10.5.26）。したがって、Aは、Bに対し、不当利得として貸付金相当額の返還を請求することはできない。

以上により、誤っているものはエとオの2つであり、正解は2となる。

正解
3

平成22年度 問題34 親子関係

1 正しい

判例は、嫡出でない子につき、父から、これを嫡出子とする出生届がされ、又は嫡出でない子としての出生届がされた場合において、上記各出生届が戸籍事務管掌者によって受理されたときは、その各届出は、認知届としての効力を有するとする（最判昭53. 2. 24）。

2 正しい

判例は、婚姻成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻に先行する内縁関係の成立の日から200日後に生まれたものであっても、民法772条所定の嫡出の推定は受けないとしている（最判昭41. 2. 15）。そして、嫡出の推定を受けない子との父子関係を争うには、親子関係不存在確認の訴えによらなければならない。

3 誤り

判例は、離婚による婚姻解消後300日以内に出生した子であっても、母とその夫とが、離婚の届出に先だち約2年半以前から事実上の離婚をして別居し、全く交渉を絶って、夫婦の実態が失われていた場合には、同法772条による嫡出の推定を受けないものと解している（最判昭44. 5. 29）。したがって、本肢の父子関係を争うには、親子関係不存在確認の訴えによらなければならない。

4 正しい

嫡出否認の訴えは、夫が子の出生を知った時から1年以内に提起しなければならない（民法777条）。もっとも、夫が成年被後見人であるときは、この期間は、後見開始の審判の取消しがあった後夫が子の出生を知った時から起算する（同法778条）。

5 正しい

嫡出の否認権は、子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母がないときは、家庭裁判所の選任した特別代理人に対して行う（同法775条）。したがって、Aの提起する嫡出否認の訴えは、Cの未成年後見人ではなく、家庭裁判所が選任した特別代理人を相手方とする。

以上により、誤っているものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題35 失踪宣告・相続

ア 妥当でない

特別受益者とは、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者である（民法903条1項）。そして、婚姻のための贈与とは、持参金・支度金などのことであり、誕生日にプレゼントされた宝石は含まれない。したがって、Bの相続分から宝石の価額は控除されない。

イ 妥当である

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる（同法923条）。

ウ 妥当である

失踪の宣告を受けた者は、生死が明らかでない7年間の期間が満了した時に、死亡したものとみなされる（同法31条）。そして、遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる（同法985条1項）。

エ 妥当でない

無権代理人が本人を共同相続した場合、共同相続人全員が共同して無権代理行為を追認しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、無権代理行為が当然に有効となるものではない（最判平5.1.21）。したがって、Bと無権代理人CがAを共同相続しても、当然に無権代理行為が有効となるものではない。

オ 妥当でない

失踪宣告後、残存配偶者が再婚している場合、再婚当事者双方が善意であれば前婚は復活しない。また、再婚当事者の一方でも悪意の場合、失踪宣告の取消しにより前婚が復活して重婚状態を生じ、後婚につき取消原因（同法744条、732条）、前婚につき離婚原因となる。したがって、A・B間の婚姻とB・D間の婚姻が、ともに重婚を理由とする取消原因になるわけではない。

以上により、妥当なものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題36改題 株主の監査権限

1 誤り

監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における株主は、その権利を行使するため必要があるときは、「裁判所の許可を得て」取締役会議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができる（会社法371条2項、3項）。「いつでも」請求できるわけではない。

2 誤り

株式会社の業務の執行に関し、法令に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、一定の数の株式を保有する株主は、当該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため「裁判所に対し」検査役の選任の申立てをすることができる（同法358条1項）。監査役、監査等委員又は監査委員に請求することができるわけではない。

3 正しい

監査役設置会社、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社でない株式会社において、6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる（同法360条1項、3項）。なお、公開会社でない株式会社においては、6か月という保有制限はない（同条2項）。

4 誤り

6か月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、取締役の責任追及等の訴えの提起を請求することができる（同法847条1項）。そして、株式会社がこの請求の日から60日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる（同条3項）。したがって、まずは、株式会社に対して、取締役の責任追及の訴えを提起すべきことを請求する必要がある。なお、公開会社でない会社においては、6か月という保有制限はない（同条2項）。

5 誤り

取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該取締役を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該取締役を解任する旨の株主総会の決議が同法323条の規定によりその効力を生じないときは、一定の数の株式を保有する株主は、当該株主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該取締役の解任を請求することができる（同法854条1項）。したがって、直ちに当該取締役を解任する訴えを提起できるわけではない。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成22年度 問題37 取締役会の権限

1 正しい

取締役会設置会社である公開会社において、第三者に対して募集株式を発行する場合、募集事項の決定は、原則として取締役会の決議によれば足りる（会社法201条1項、199条2項）。

2 誤り

株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる（同法450条1項）。そして、剰余金の資本金への組入れは、株主総会の決議によらなければならない（同条2項）。

3 正しい

取締役会設置会社である公開会社において、取締役が利益相反取引にあたる行為をする場合、取締役会の承認を受けなければならない（同法365条1項、356条1項3号）。そして、会社が取締役の住宅ローンの保証人になることは、利益相反取引にあたる。

4 正しい

取締役会設置会社において、多額の借財をなす場合、取締役会の承認を受けなければならない（同法362条4項2号）。そして、会社が事業拡大のために、銀行から多額の融資を受けることは、多額の借財にあたる。

5 正しい

取締役会設置会社において、支店の設置、変更及び廃止をする場合、取締役会の承認を受けなければならない（同法362条4項4号）。そして、会社が事業の見直しのために、支店を統廃合することは、支店の設置、変更及び廃止にあたる。

以上により、誤っているものは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成22年度 問題38 新株予約権

ア 誤り

募集新株予約権については、その払込みを待たず、割当日に申込者は新株予約権者となる（会社法245条1項1号）。

イ 誤り

公開会社において、募集新株予約権の発行の際の払込金額が新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額である場合は、株主総会の議決を経なければならない（同法238条2項、240条1項、309条2項6号）。しかし、募集新株予約権の行使に際して出資する金銭その他の財産の価額が特に有利な金額の場合には、株主総会の議決を経ることを要しない。

ウ 正しい

そのとおりである（同法247条）。募集株式の場合（同法210条）と同様に、新株予約権にも差止請求権が認められている。

エ 正しい

そのとおりである（同法254条2項）。同様に、新株予約権が消滅した場合を除いて、社債のみを譲渡することもできない（同条3項）。

オ 誤り

株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする（同法445条1項）。募集新株予約権が行使されなければ、当該払込金額を資本金に計上する必要はない。

以上により、正しいものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
4

平成22年度 問題39 持分会社

1 正しい

そのとおりである（会社法576条1項6号かっこ書参照）。無限責任社員は、会社の債務について無限に責任を負うため、会社に現実の財産が抛出されていなくても、会社債権者を害することにならないためである。

2 正しい

そのとおりである。社員の地位は、株式会社の「株式」と異なり、均一の割合的単位の形がとられず、社員ごとに1個であり、その量的な差異があり得ることになる。

3 正しい

そのとおりである（同法590条1項、599条1項本文）。無限責任社員のみならず有限責任社員にも、原則として、業務執行権限及び代表権が認められている。

4 誤り

持分会社においては、退社に伴う持分の払戻しが認められている（同法611条1項本文）が、登記を効力発生要件とはしていない（同法612条1項本文参照）。

5 正しい

そのとおりである（同法637条）。なお、株式会社は、株主総会の決議によって、定款を変更することができる（同法466条、309条2項11号）。

以上により、誤っているものは肢4であり、正解は4となる。

正解
1

平成22年度 問題40 物品運送

ア 誤り

運送人が運送品を受け取ったときは、「荷送人」の請求により貨物引換証を作成し、これを荷送人に交付しなければならない（商法571条1項）。これに対し、運送状は、「運送人」の請求により荷送人が交付するものである（同法570条1項）。

イ 正しい

そのとおりである（同法575条）。なお、貨物引換証とは、運送人が運送品の受領を認証し、到着地においてこれを証券所持人に引き渡すべき義務を負担する有価証券のことをいう。

ウ 誤り

運送品の全部又は一部が不可抗力により滅失した場合、運送人はその運送賃を請求することができない（同法576条1項前段）。

エ 正しい

そのとおりである（同法577条）。運送契約における運送行為は、荷送人の目の届かないところでなされるのが通常であり、一般の契約とは異なる側面を有していることから、商法は運送人の損害賠償義務について特則を設けている。

オ 正しい

そのとおりである（同法578条）。運送品が高価品であることがわかっているならば、あらかじめ、保険をかけたり、割増運送賃を請求した上で、相当の注意をして損害を避ける措置をとることができるので、高価品であることの明告がない場合には損害賠償責任を負わないとしたものである。

以上により、誤っているものの組合せは肢1であり、正解は1となる。

平成22年度 問題41 多肢選択式

ア 18 法律 イ 9 命令
ウ 7 機関 エ 13 国会

本文では、憲法は、エを唯一の立法ウとしているという記述がある。憲法41条は、国会を「唯一の立法機関」と規定していることから、ウには「機関」が、エには「国会」があてはまる。

また、本文の最後の部分では、アについて、唯一の立法機関である国会の立法として、憲法に次ぐ形式的効力を与えているという記述がある。国会による立法とは、「法律」を制定することであるから、アには、「法律」があてはまる。

そして、本文では、政令を、執行イ的政令と委任イ的政令としていることから、イには、「命令」があてはまる。

以上により、アには18、イには9、ウには7、エには13が当てはまる。

平成22年度 問題42 多肢選択式

ア 「2 法律上の利益」

原告適格とは、取消訴訟において、処分性が認められたときに、処分の取消しを求めて出訴することのできる資格であるが、行政事件訴訟法9条（改正後の9条1項）は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者……に限り、提起することができる。」と定めている。したがって、アには、「法律上の利益」があてはまる。

イ 「10 法律上保護された利益」

最高裁判例によると、行政事件訴訟法9条にいう「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解されている（最判昭53.3.14）。したがって、イには、「法律上保護された利益」があてはまる。

ウ 「9 利益」

平成16年改正により新設された行政事件訴訟法9条2項によれば、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする」とされている。したがって、ウには、「利益」があてはまる。

エ 「1 差止め訴訟」

行政事件訴訟法9条2項が準用されるのは、非申請型義務付け訴訟（同法37条の2第4項）と、差止め訴訟（同法37条の4第4項）であるが、選択肢には前者はない。したがって、エには、「差止め訴訟」があてはまる。

以上により、アに2、イには10、ウには9、エには1が当てはまる。

平成22年度 問題43 多肢選択式

本問の題材となった判決（最判平4.10.29）では、原子炉設置許可処分の取消訴訟における審理・判断の方法と主張・立証責任が問題となった。

ア 「17 調査審議」 イ 「8 不合理な点」
ウ 「6 審査基準」 エ 「14 判断の過程」

原子炉施設の安全性という高度に専門的な知識が要求される事項の判断に関して本判決は、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があり、行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には違法と解すべきであるとした。

そして、行政庁がした判断に不合理な点があることの主張・立証責任は、行政庁の側で、その依拠した具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張・立証する必要があるとされた。

以上により、アには17、イには8、ウには6、エには14が当てはまる。

平成22年度 問題44 記述式

【解答例】 請求を棄却するとともに、処分の違法を宣言することを主文とする判決で、事情判決と呼ばれる。(44字)

取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる（行政事件訴訟法31条1項前段）。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない（同条項後段）。これを事情判決という。

取消訴訟において、審理の結果、対象となっている行政処分が違法と判断されると、原則として裁判所は当該処分を取り消すことになる。しかし、行政行為が行われると、それを基礎として現状が変更され、既成事実が積み重なり、これを取り消すことが公共の福祉に適合しないことがある。そこで、このような場合には、たとえ当該行政行為が違法と判断されたとしても、既成事実を尊重し、公共の福祉を確保するため、事情判決の制度が設けられたのである。

平成22年度 問題45 記述式

【解答例】 Aに対する求償権確保のために、代位の登記を付記した上で、Bの抵当権を行使することができる。(45字)

保証人が主債務者に代わって弁済をしたときは、その保証人は、主債務者に対して求償権を有する（民法459条1項、462条）。本問では、連帯保証人Cが、債権者Bに対して、債務者Aの債務をAに代わって弁済していることから、Cは、Aに対する求償債権を取得する。

次に、弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する（法定代位 同法500条）。この点、判例によれば、連帯保証人は同条にいう「弁済をするについて正当な利益を有する者」にあたる（大判昭9.10.16）。そして、債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる（同法501条柱書）。本問では、Cは、Bが有していた抵当権を行使することができる。

もっとも、保証人は、あらかじめ抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない（同条1号）。この点、判例によれば、抵当不動産の第三取得者があらわれた後に、当該債務の弁済をする保証人は、代位の付記登記がなくても、第三取得者に対して債権者に代位するとされる（最判昭41.11.18）。本問では、Cの弁済後にDが甲土地の所有権を取得しているため、CがDに対して抵当権を行使するためには、Cは代位の付記登記をしなければならない。

なお、判例によると、代位の付記登記は、抵当権の権利移転の付記登記でもよいとされている（大判昭6.10.6）。

平成22年度 問題46 記述式

【解答例】 不法行為の被害者に現実の弁済により損害の填補を受けさせるとともに、不法行為の誘発を防止する（45字）

債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない（民法509条）。

同条の趣旨について、最高裁判所は、不法行為の被害者をして現実の弁済により損害の填補を受けさせるとともに、不法行為の誘発を防止することを目的とするものであるとした。

そして、このような同条の趣旨から、不法行為に基づく損害賠償債権を自働債権とし、不法行為による損害賠償債権以外の債権を受働債権として相殺をすることは禁止されるものではないとした（最判昭42. 11. 30）。

正解
5

平成22年度 問題47 政治とマスメディア

ア 妥当である

そのとおりである。マスメディアがニュース報道や評論を通じて世論に与える影響は大きく、立法・行政・司法に続く「第4の権力」と言われている。

イ 妥当である

そのとおりである。繰り返されるスキャンダル等の質の低い情報が、国民の政治への関心を失わせることもある。

ウ 妥当である

そのとおりである。なお、アナウンス効果には、バンドワゴン効果とアンダードッグ効果（判官びいき効果）の2種類がある。

エ 妥当でない

本記述は、アンダードッグ効果の記載である。なお、バンドワゴン効果とは、マスメディアが有利と報道した候補者に投票することで勝ち馬に乗ろうと考える有権者が増え、その結果、得票を大きく伸ばす現象のことである。小選挙区制の選挙でよく起こる現象である。

オ 妥当でない

記者クラブ制度は、当局との馴れ合い関係や、画一的な報道の温床との指摘がなされているが、国の官庁において廃止されているわけではない。

以上により、妥当でないものの組合せは肢5であり、正解は5となる。

正解
4

平成22年度 問題48 日本の行政組織

ア 妥当でない

行政組織には、独任制の組織と合議制の組織があるが、ここで合議制とは、合議によって複数の人の意思を総合して、意思決定を行う制度又は組織体をいう。したがって、合議制をとる場合、最終的な決定権は原則として合議機関の長にはない。

イ 妥当でない

行政委員会において、予算については内閣に編成権があり（財政法16条、18条参照）、人事については両議院の同意のもと、内閣等が任命する場合があります、独立して自ら決定することができるわけではない（独占禁止法29条2項参照）。

ウ 妥当である

審議会とは、行政機関に付随して設置される合議制の諮問機関であり、その答申・意見が尊重されるのは当然であるが、行政機関が法的にその内容に拘束されるものではない。

エ 妥当でない

本記述は内閣官房について述べている（中央省庁等改革基本法8条1項、2項）。なお、内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とされている（同法10条1項）。

オ 妥当である

そのとおりである。組織法令の所掌事務規定は、概括列举的に、局、課という組織単位ごとに、事務を与える方式となっており、「大部屋主義」がとられている。

以上により、妥当なものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
2

平成22年度 問題49 まちづくり

ア 社会資本

社会資本とは、企業や個人の経済活動が円滑に進められるために作られる基盤であり、道路、公園、学校、病院などがある。

イ ノーマライゼーション

ノーマライゼーションとは、「障害者基本計画（平成14年12月）」によると、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方と定義される。

ウ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、「障害者基本計画（平成14年12月）」によると、バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方と定義される。

エ ワーカーズ・コレクティブ

ワーカーズ・コレクティブとは、「平成18年版国民生活白書」によると、企業に雇われるのではなく、仲間で資金と労働力を持ち寄り、参加者全員が経営者として働く新しい働き方と定義される。こうした働き方は、地域社会活性化の担い手としても期待されている。

オ クオリティ・オブ・ライフ

クオリティ・オブ・ライフとは、日本語では様々な定義がなされるが、概して、「生活の質」などと訳され、ある人がどれだけ人間らしい生活を送り、幸福感を感じているかを尺度として捉える概念である。

以上により、空欄に当てはまる語句の組合せのうち、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。

正解
4

平成22年度 問題50 地方財政

ア 妥当でない

「義務的経費」とは、国又は地方自治体の一般歳出のうち、裁量的な支出の削減ができない硬直性の極めて強い経費のことであり、人件費、扶助費、公債費などがこれに該当する。大規模な運動場の建設にかかる経費は、「義務的経費」に該当しない。

イ 妥当でない

民間委託を行った結果の委託費は「義務的経費」に該当しない。

ウ 妥当である

元利償還費は、「義務的経費」に該当する。

エ 妥当である

生活保護など公的扶助制度の一環として対象者に支給する扶助費は、支出することが義務づけられている「義務的経費」に該当する。

オ 妥当でない

一般会計からの繰出額は、「義務的経費」に該当しない。

以上により、妥当なものの組合せは肢4であり、正解は4となる。

正解
3

平成22年度 問題51 中小企業

ア 正しい

2010年版「中小企業白書」によると中小企業が日本の企業全体の99.7%を占めている。したがって、大企業は企業総数の1%にも満たず、中小企業が全体の約99%を占めているとする本記述は正しい。

イ 誤り

中小企業基本法による、中小企業者の定義には、いくつかの基準があるが、これは、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数、事業の種類によって設定されている。したがって、売上高は、中小企業に該当するかどうかの基準には含まれない。

ウ 正しい

中小企業者等（普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないものなど）については、法人税について標準税率よりも低い軽減税率を適用することとしている。

エ 誤り

中小企業の労働生産性の水準は大企業に比べて低くなっている。これは、中小企業の資本装備率が低いためと考えられている。

オ 正しい

2003年、中小企業挑戦支援法の導入により、商法・有限会社法上の最低資本金を準備することなく、資本金1円でも会社を設立することが可能となる「最低資本金規制特例制度」が創設され、同制度にかかわる特例措置を利用した会社の設立は増大した。なお、2006年5月1日から施行された「会社法」により、特例制度によらなくとも金銭出資の場合、資本金1円からの会社設立が可能となったため、会社法の施行と同時に「最低資本金規制特例制度」は廃止された。

以上により、誤っているものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題52 雇用・労働

1 誤り

「日本型雇用システム」は、終身雇用、年功序列型賃金と企業別組合の3つの特徴を持っている。

2 誤り

フレックスタイム制とは、労使協定により、1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、その期間における労働時間を定めた場合に、その範囲内で、労働者が始業・終業時刻を自主的に決定することができる制度をいう（労働基準法32条の2第1項）。

3 正しい

男女の均等取扱いを追求するための男女平等法制の一環として、1997年に成立した改正労働基準法によって、女性の時間外労働、休日労働及び深夜労働に関する制限が撤廃された。

4 誤り

1999年及び2004年の労働者派遣法の改正により、派遣対象業務が拡大されたが、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務については、派遣事業は認められていない。

なお、労働者派遣法の正式名は、2012年10月より「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」から「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的にも、派遣労働者の保護のための法律であることが明記された。

5 誤り

現在の日本女性の年齢階層別労働力率は、結婚・出産・育児等を機に20歳代後半から30歳代にかけていったん低下し、その後は再び上昇に転じている。

以上により、正しいものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題53 難民認定制度

1 妥当でない

日本は、1978年の閣議了解によりインドシナ難民の定住を認めてきたが、1981年、難民条約に加入したことをきっかけに、それまでの「出入国管理令」に難民認定制度を盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」を制定した。したがって、出入国管理法と別個の法律として難民認定法が存在するわけではない。また、難民認定制度を管轄する行政組織は、入国管理局であり、法務省人権擁護委員会ではない（出入国管理及び難民認定法69条の2参照）。

2 妥当でない

難民認定制度が導入されて以来、難民として日本に受け入れられた外国人で最も多いのは、ミャンマー国籍の者であり、北朝鮮国籍の者ではない。なお、2013年に難民と認定された外国人は6人であった。

3 妥当である

難民認定申請の期間については制限が設けられていない。したがって、本邦に入国して数年間滞在した時点で、後発的事由を理由として難民認定の申請を認めることができる。

4 妥当でない

法務大臣は、難民認定拒否の処分にかかわる異議申立てに対する決定にあたっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない（同法61条の2の9第3項）。

5 妥当でない

難民の認定を受けた外国人は、その本国の旅行文書の発行を受けることができない状況にあるが、第三国に旅行をする際には、外国人旅券としての性格を有する日本の難民旅行証明書の交付を受けることができるため、第三国に渡航し、滞在する際、その第三国の制度に基づく難民認定の申請をする必要はない。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題54改題 行政機関個人情報保護法

1 妥当でない

行政機関個人情報保護法は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする（行政機関個人情報保護法1条）。ここでいう「個人の権利利益」には、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある人格的利益のみならず、財産的利益をも含む。

2 妥当でない

行政機関個人情報保護法も個人情報保護法も「個人情報」は、「生存する個人に関する情報」を前提にしており、「死者に関する情報」を含まない（行政機関個人情報保護法2条2項、個人情報保護法2条1項）。

3 妥当である

行政機関個人情報保護法には、保有個人情報について目的外利用及び第三者提供の制限に関する規律が存在する（行政機関個人情報保護法8条1項、2項）。また、本人による開示、訂正、利用停止請求の対象となるのは、保有個人情報である（同法12条1項、27条1項、36条1項）。

4 妥当でない

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない（行政機関個人情報保護法43条1項）。もっとも、行政機関の長は、当該答申を尊重すべきであるが、法的に拘束されることはない。

5 妥当でない

行政機関個人情報保護法において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない（同法26条1項）。また、情報公開法においても、開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求にかかる手数料又は開示の実施にかかる手数料を納めなければならない（情報公開法16条1項）。

以上により、妥当なものは肢3であり、正解は3となる。

正解
2

平成22年度 問題55 プロバイダ責任制限法

1 妥当でない

プロバイダ責任制限法は、ネットワークを利用したなりすまし行為などについて、被害者の権利侵害の存否を問わずにこれを防止する責任を、プロバイダについて軽減する規定を設けていない。なお、本法は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする（プロバイダ責任制限法1条）。

2 妥当である

プロバイダ責任制限法は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする（同法1条）。そして、特定電気通信とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信をいうため、特定人のみを相手とする通信は本法の対象とならず、ウェブサイトといった公開情報の発信が適用の対象となる（同法2条1号）。

3 妥当でない

プロバイダ責任制限法は、本肢のようなことは規定していない。

4 妥当でない

プロバイダ責任制限法は、インターネットの掲示板に書き込みをする者や書き込みを閲覧する者についての責任を認めるといったことは規定していない。

5 妥当でない

プロバイダ責任制限法は、発信者情報の開示について規定しているが、発信者のプライバシー保護の観点から、一定の要件を満たした場合のみ、発信者情報を開示することができるとしている（同法4条参照）。

以上により、妥当なものは肢2であり、正解は2となる。

正解
1

平成22年度 問題56 個人情報保護法

ア 正しい

そのとおりである。このことは、個人情報保護法1条に「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」として、記述されている。

イ 正しい

記述アの解説のとおりである。

ウ 誤り

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者と消費者の情報格差を是正し、消費者の経済的権利を保護することを明文で定めていない。

エ 正しい

個人情報保護法は、その第2章で国及び地方公共団体の責務を、第4章で個人情報取扱事業者の遵守すべき義務を定めている。

オ 正しい

個人情報保護法は基本理念として、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と定めている（同法3条）。

以上により、誤っているものはウだけであり、正解は1となる。

正解
3

平成22年度 問題57 インターネットに関する用語

1 妥当である

そのとおりである。なお、通商産業省（現経済産業省）が1995年に制定した「コンピュータウイルス対策基準」では、コンピュータウイルスとは、第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、①自己伝染機能、②潜伏機能、③発病機能のうち、いずれかの機能を1つ以上有するものと定義されている。

2 妥当である

そのとおりである。なお、無線LANは、配線を気にしなくてよいことから、一般家庭のネットワークにおいて普及しているが、通信内容の盗聴や不正利用等の危険性が存在する。

3 妥当でない

ユーザー認証とは、ユーザーが本人であるかどうかを確認する仕組みをいう。公的個人認証による方法によって行うことは一般的とは言えず、通常、ユーザー名とパスワードでユーザー認証を行い、本人確認をより厳重に行うために、最近ではICカードや指紋、声紋、網膜などを利用する方法もある。

4 妥当である

そのとおりである。なお、サーバに対して、情報やサービスを要求するコンピュータをクライアントという。

5 妥当である

そのとおりである。例えば、Webサーバの場合には、管理しているWebサイトに訪問してきたユーザーの情報が記録されている。

以上により、妥当でないものは肢3であり、正解は3となる。

正解
3

平成22年度 問題58 内容・趣旨

ア 不適切であるとはいえない

記述アの内容は、本文の内容に適合する。

イ 不適切である

本文においては、記述イのような、「対象の本質がそこにあると見る者に納得させようと、画家が信じている」という趣旨のことは述べられていない。

ウ 不適切であるとはいえない

記述ウの内容は、本文の内容に適合する。

エ 不適切であるとはいえない

記述エの表現は、本文において直接的には示されていないが、本文後半部分の「習熟する画家のデッサン」に関する記述の趣旨に適合するといえる。

オ 不適切である

本文においては、記述オのような、「画家の錯覚を表現している」という趣旨のことは述べられていない。

以上により、不適切なものの組合せは肢3であり、正解は3となる。

正解
4

平成22年度 問題59 空欄補充

A・Bに当てはまるものとして適当なものは、ウとエである

本文では、筆者の「親の世代」は「アリ」に、「子の世代」は「キリギリス」に例えられている。他方、その間にある「私たちの世代」は、「キリギリス」としての遊び心と同時に、「アリ」としての真面目さも持っており、そのような「私たちの世代」は、積極的なリタイアのあり方を模索することができるとされている。

そして、積極的なリタイアに関する筆者自身の体験談は、AがBの「人生記録」であると表現されている。そうすると、A、Bでは、「アリ」と「キリギリス」の両方の面をあわせ持つ「私たちの世代」の特性やリタイアのあり方が、本文の趣旨に即してあらわされていると推測することができる。

以上を前提にすると、A、Bにあてはまるものとして適当なものは、記述ウの「キリギリスになりたいアリ」と記述エの「アリのようなキリギリス」であるといえる。

以上により、組合せとして適当なものは肢4であり、正解は4となる。

正解
5

平成22年度 問題60 空欄補充

「うそ」が入るものはウ、エ、オである

まず、本文後半部分では、「私はうそをついている」ことが[エ]・[オ]だとすれば、「私はうそをついていない」ことになると述べられている。したがって、[エ]と[オ]には、「うそ」があてはまる。

続いて、本文では、「私はうそをついていない」ことになって、結局[カ]が語られていたことになると述べていることから、[カ]には「真実」があてはまる。

次に、本文の[ア]～[ウ]を含む部分と[エ]～[カ]を含む部分とは、「反対に」という語句でつながれているため、この2つの部分では対照的な内容について述べられていることがわかる。そして、[エ]～[カ]では、「私はうそをついている」という言葉が「うそ」であった場合について述べられていることから、[ア]～[ウ]では、これとは反対に、「私はうそをついている」という言葉が「真実」であった場合について述べられていることがわかる。したがって、[ア]には「真実」があてはまる。

そして、「私はうそをついている」という言葉が「真実」([ア])であるならば、「うそをついている」こと自体は「真実」([イ])となり、そこで語られる内容は「うそ」([ウ])であることを示すものになる。したがって、[イ]には「真実」が、[ウ]には「うそ」があてはまる。

以上から、「うそ」があてはまるものは、[ウ]、[エ]、[オ]であり、「真実」があてはまるものは、[ア]、[イ]、[カ]である。

以上により、正しい組合せは肢5であり、正解は5となる。